

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 14 号

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 45 年岩手県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
様式第31号（第13条関係）				様式第31号（第13条関係）				
[略]				[略]				
年金受給権者	[略]			年金受給権者	[略]			
	現況	施設入所等の有無	年金管理者の有無		施設入所等の有無	年金管理者の有無		
		1 [略]	[略]				1 [略]	[略]
		2(1) <u>養護学校</u>					2(1) <u>特別支援学校</u>	
(2) <u>特殊学級</u>			(2) <u>特別支援学級</u>					
(3) [略]		(3) [略]						
[略]				[略]				
[略]				[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。